

介護職員等処遇改善加算に基づく取り組み（令和6年度）

配分内容

令和6年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書に記載のとおり。

配分対象

以下のとおり、法人が定めた定義に基づき、介護職員に対して、**処遇改善手当**と**介護職員手当**の項目で支給する。

（A・Bグループともに計画書に従って支給する。）

※ Aグループの職員について、介護職員手当を月額10,000円増額して支給する。

グループの詳細

Aグループ（経験・技能のある介護職員）

当法人にて10年勤務して介護福祉士資格を有しているもの。

または、それらと同等と法人が認めるもの

Bグループ（その他の介護職員）

上記以外の介護職員

その他

- ① 新加算Ⅰを算定（全9事業所）
- ② キャリアパス要件：すべて該当
- ③ 職場環境要件：該当（計画書記載のとおり）

（主なもの抜粋）

- ・ より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する研修の受講支援
- ・ 子育てや家族の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度の充実
- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・ 短時間労働者等も受診可能なストレスチェックの実施
- ・ タブレット端末やインカム等のICT活用の実施
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・ 利用者本位のケア方針など定期的に学ぶ機会の提供

など